

川越・東松山民商 民商だより 4/13 NO.12

川越市小仙波町 3-15-5 TEL049-222-4344 FAX 049-225-0340

民商の新ホームページ <http://www.kawagoehigasimatuyama.org/>

材料仕入高騰、燃料代の負担増「でも、頑張ってみるか！」 支援金申請班会 会員同士で話し合い、仲間のがんばる姿が、商売継続の力に

現在、事業復活支援金の申請班会を、各地の公民館で行っています。コロナの影響で売上が 30%以上減少している方は申請が可能です。

班会では、支援金の申請方法の説明、事前確認の予約などを行いながら、みなさんの商売の「生の声」を聞いています。長引くコロナ禍、ロシアの戦争によって、商売に大きい影響が出ています。



銀歯の仕入価格が 5 倍 取引先からの仕事激減

歯科技工士の N さん。歯医者からの依頼で入れ歯などを制作加工しています。コロナの外出自粛の影響で減少していた売上也盛り返しを見せていた中、今度はロシアの戦争の影響で、銀歯の材料となるパラジウムが高騰。仕事が全く来なくなっています。

「保険点数で報酬が決まる歯医者からすると、銀歯を作れば赤字。この状況では、外注である自分の所に仕事は来ない」と話します。

パラジウムは、自動車の排ガス浄化や、アクセサリなどにも使われている材料で、生産量の 4 割がロシア産。価格の上昇が止まりません。

4月に入って、お客さんの流れがピタリ止まった

スナック経営の K さん。昨年 10 月に営業自粛要請からの解除も、今年 1 月にふたたびまん延防止要請。3 月 22 日から営業再開となり、「待ってました！」とお客で賑わうも、一巡した 4 月に入ってからは、閑古鳥が鳴く状況に。

「家賃や電気代、店の女の子に支払うお金で、昨年 1000 万以上頂いた協力金は徐々に減っていく状況。そのお金も、これから税金で 300 万以上払わなければいけない中、事業資金の融資を受ける検討をしたい」と話します。

金利が 0 円となる、日本政策金融公庫のコロナ融資は 6 月まで延長されましたが、常連さんの生活状況の悪化や、新たなコロナがまん延すれば、商売の継続が危ぶまれていきます。

話し声やカラオケの音がうるさいと苦情も

同じくスナックを営む A さん。近隣とのトラブルも出ています。ほぼ 1 年間の休業から営業再開をしましたが、周りの住民から、カラオケや外での話し声がうるさいと苦情が。

騒音計で確認も、県の騒音条例などの基準以下の数字になっていますが、1 年間静かだった環境に慣れてしまった近隣の方のストレスとなってしまう状況もあるようです。

飲食店の協力金は、「商売継続の将来を失わされた補償金」なのですが、大金を支給された飲食店に対するひがみからか、「その協力金は、俺らの税金からだぞ」といった罵声を浴びせられた方もいました。

廃業も考えたが、支援金も出るなら、もうちょっと頑張ってみるか！

厨房器具修理業の S さん。飲食業のコロナ休業で、仕事が激減。廃業も考えましたが、みんなの頑張る声や姿を見て、「支援金ももらえるなら、もうちょっと頑張ってみるか」と商売継続に意欲が生まれてきました。

事業復活支援金は 5/31 が申請期限ですが、業者が頑張る声を上げることで、国や自治体を動かし、この間、今までなかった画期的な支援金や補助金、融資制度などが創設されてきました。

みんなで市・町の懇談、交渉に参加し、業者の要望・要求を実現させよう

民商では 6 月までに、川越市・東松山市との対市交渉を準備しています。今秋には、全 9 自治体との懇談も計画中です。

自治体も、商売人の今の状況を聞きたがっています。皆さんの声で、商売が継続できる地域経済を、さらなる支援策を作り上げましょう。

民商では、春の運動に引き続き、業者アンケートの実施に取り組んでいます。ご協力をお願いします。



事業復活支援金 追加申請班会のお知らせ(事前予約)

支部の役員から、電話やメールで呼びかけをします。

開催日	場所(開催時間は 14:30~、18:30~)
4/26(火)	民商 川越事務所 2 階
4/27(水)	東松山市民文化センター 第 3 会議室

★申請までの流れと、注意点

①パソコンで、「マイページの登録」(①、②は一時・月次支援金申請者は省略可)

②登録確認機関の予約

(どこかで
事前確認を
受けます)

④事業の融資を借りている銀行・信用金庫

⑤契約している税理士・会計事務所

⑥地域の商工会・商工会議所

⑦川口、草加に設けられた「申請サポートセンター」

⑧民商会員でもある「税理士法人第一経営」

③パソコンにて申請開始

★申請に必要な物

●売上の確認できるもの(2018年11月~2022年3月まで)

●確定申告書・法人決算書を4年分と、申告書を作成するのに使った帳簿などの資料

●免許証など本人が確認できる書類 ●振り込んでもらう為の通帳

★今回事前確認が初めての方で、登録確認機関と継続支援関係がない方は、

比較する過去の同月の売上がわかる請求書・領収書と通帳が必要です。

★売上が現金取引のみの方(通帳を介していない方)は、「基準月の売上に係る請求書・領収書等又は通帳等の提出が不可能であることの申立書」を提出します。

仕入や経費などの通帳取引があれば、代替にはなりません。資料を添付して申請したいと思います。